

「加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）」

## 参 考 資 料

加 古 川 市

## 目 次

1. 我が国の少子化の状況	1
2. 本市の人口等の状況	1
3. 本市の「教育・保育」の利用状況	7
4. 本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況等	9
5. アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況	13
6. 少子化対策のこれまでの取り組み	24
7. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る保育料	28

## 1. 我が国の少子化の状況

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和59年には150万人を割り込み、その後は毎年減少を続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、現在は緩やかな減少傾向となっています。

なお、平成23年の出生数は105万806人と、前年の107万1,304人より2万498人減少しています。

また、合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年に2.0を下回ってからは、再び低下傾向となりました。平成元年には、それまで最低であった昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には、過去最低である1.26まで落ち込みました。

なお、平成23年の合計特殊出生率は1.39となり、微増傾向ではあるものの、欧米諸国と比較すると低い水準にとどまっています。

## 2. 本市の人口等の状況

近年、本市の人口はほぼ横ばいで推移しているものの、全人口に占める15歳未満人口の割合は、昭和60年では25.0%であったのが、平成12年には16.3%に、平成22年には14.7%となるなど、少子高齢化の流れにあります。一方で、出生数をみると、平成25年は2,353人で、ここ10年間は2,300~2,500人で横ばいの状況となっています。

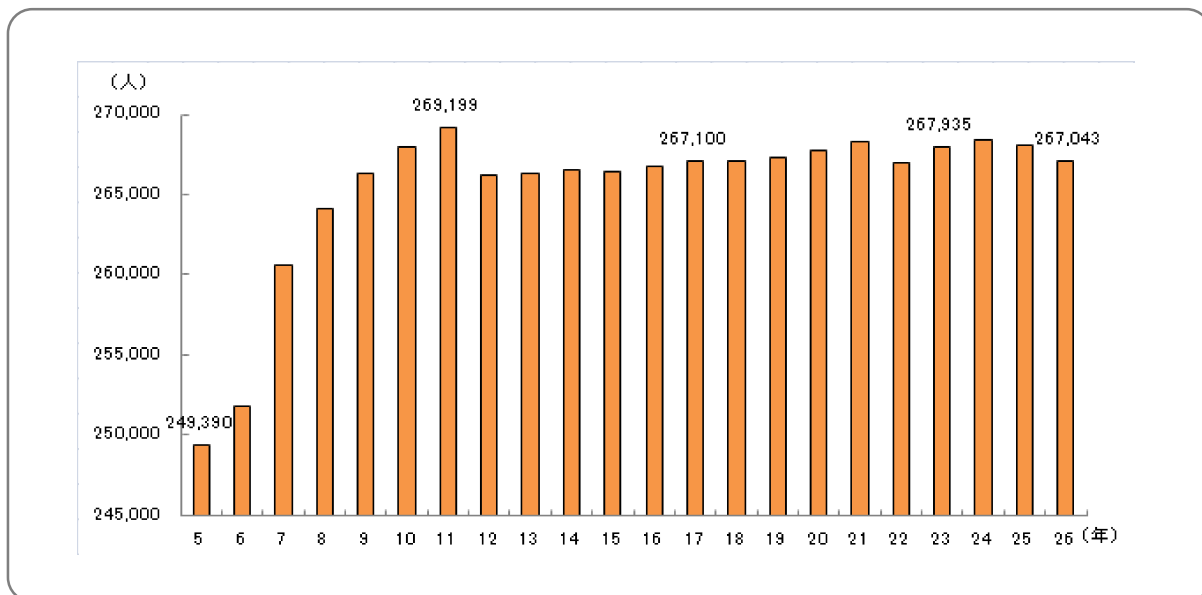
また、合計特殊出生率をみると、平成12年では1.42であったのが、平成17年には1.24と過去最低を記録し、同年の全国平均の1.26、兵庫県平均の1.25を下回る状況まで落ち込みましたが、平成22年には1.50まで回復しています。

世帯数をみると、毎年増加傾向にあり、平成12年では89,533世帯であったのが、平成17年には94,605世帯に、平成22年には99,645世帯となっています。一方で、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成12年では2.94人であったのが、平成17年には2.79人に、平成22年には2.63人となるなど、核家族世帯の割合が増えています。

## (1) 人口の動向

本市の総人口の推移をみると、平成 11 年の 269,199 人をピークに、人口は一旦減少しましたが、近年はほぼ横ばいで推移し、平成 26 年 10 月 1 日現在の推計人口は 267,043 人となっています。

加古川市総人口の推移

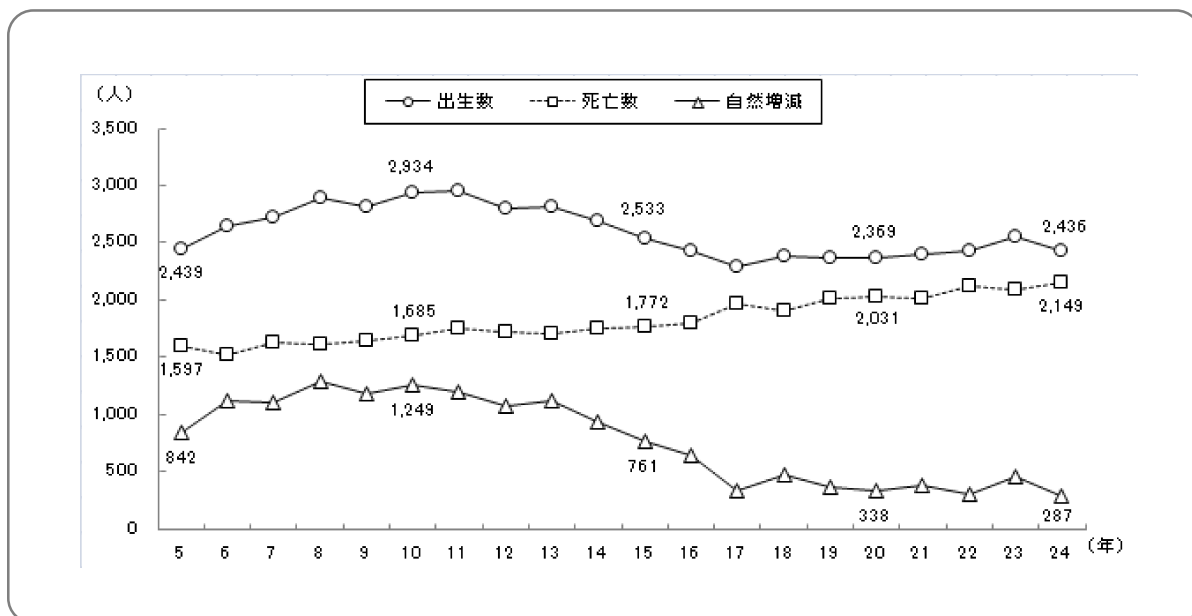


資料：国勢調査または推計人口による。各年 10 月 1 日現在

## (2) 自然増減の推移

自然増減は、出生数と死亡数で構成されています。出生数については、平成 11 年をピークに減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいの状況が続いています。死亡数については、高齢化等の影響により増加傾向にあります。

人口動態：自然増減の推移

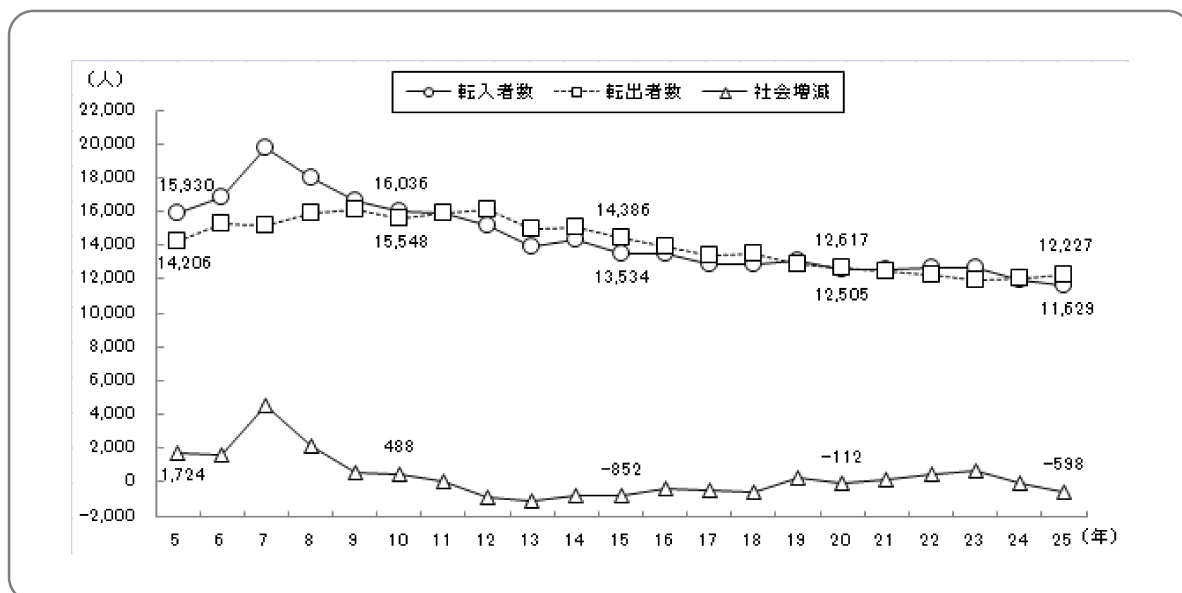


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

### (3) 社会増減の推移

社会増減は、市外から市内への転入人口と市内から市外への転出人口で構成されています。平成12年以降、転出超過の傾向が続いていましたが、平成21年から平成23年までは転入者数が上回り、現在は再び転出者数が上回っています。

人口動態：社会増減の推移

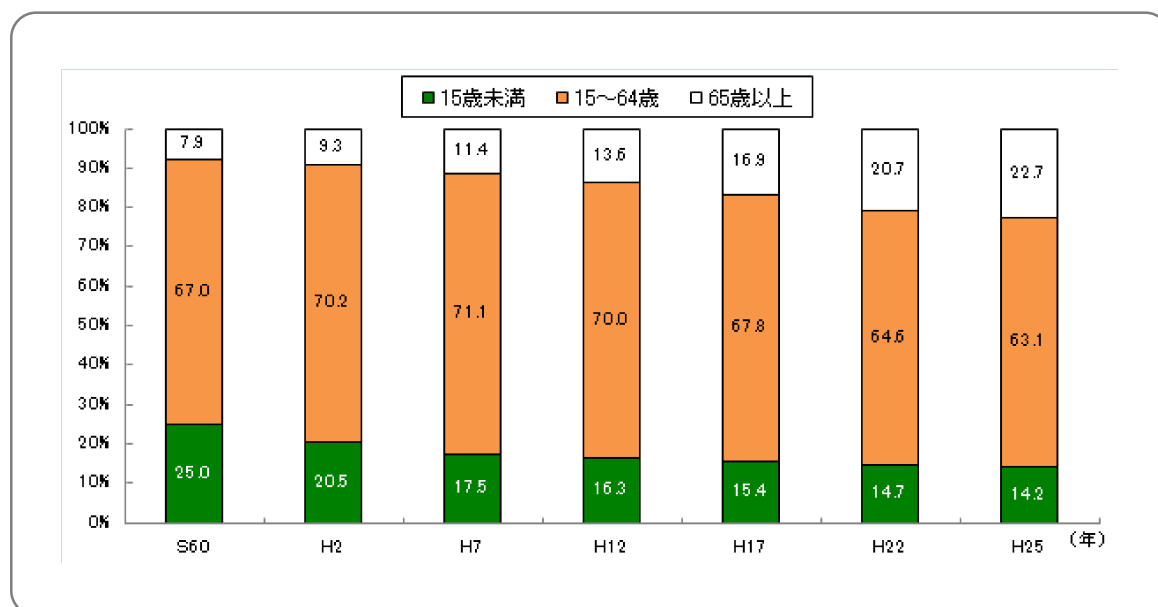


資料：住民基本台帳

### (4) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、15歳未満の人口が全体に占める割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合は増加傾向にあり、少子高齢化の流れが続いています。

年齢3区分別人口の推移

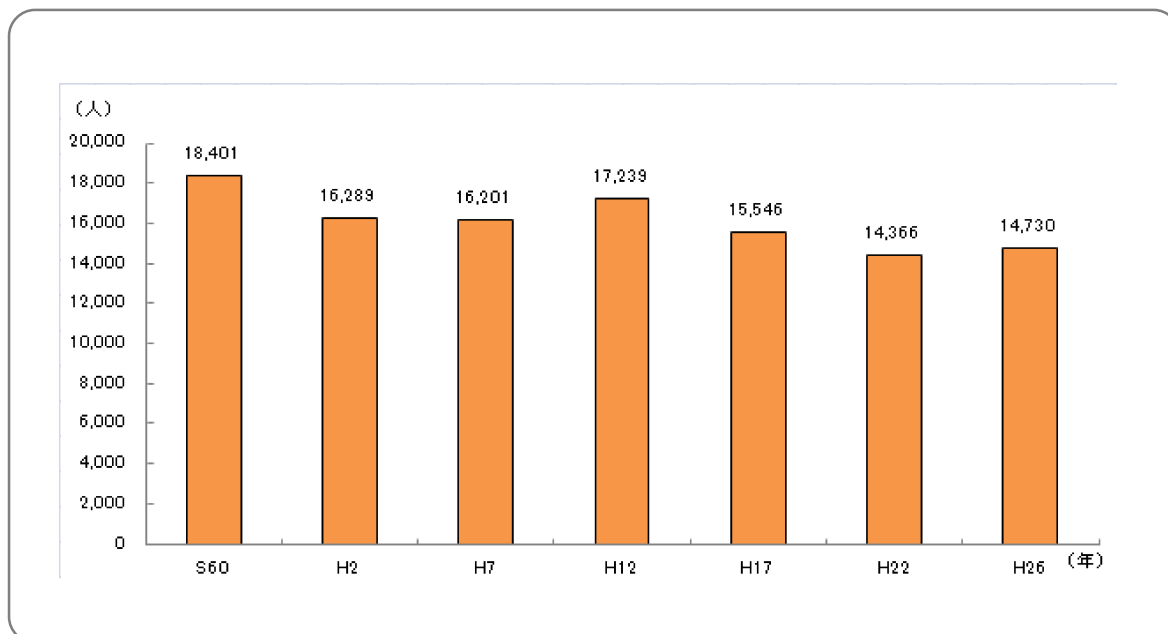


資料：昭和60年から平成22年まで国勢調査、平成25年は住民基本台帳

## (5) 小学校就学前の子どもの状況

0歳から5歳までの小学校就学前の子どもの人口推移をみると、減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

小学校就学前の子ども（0～5歳）の数の推移

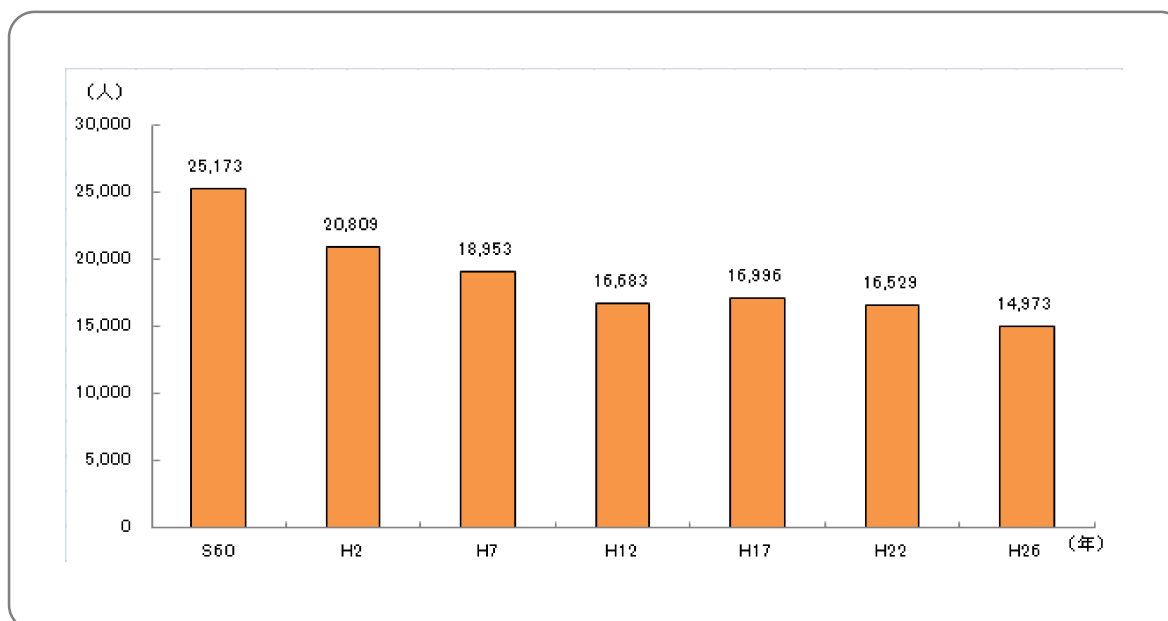


資料：平成22年まで国勢調査、平成26年は住民基本台帳

## (6) 小学校就学児童の状況

市内公立小学校の就学児童数の推移をみると、一貫して減少傾向にあります。

小学校就学児童数の推移

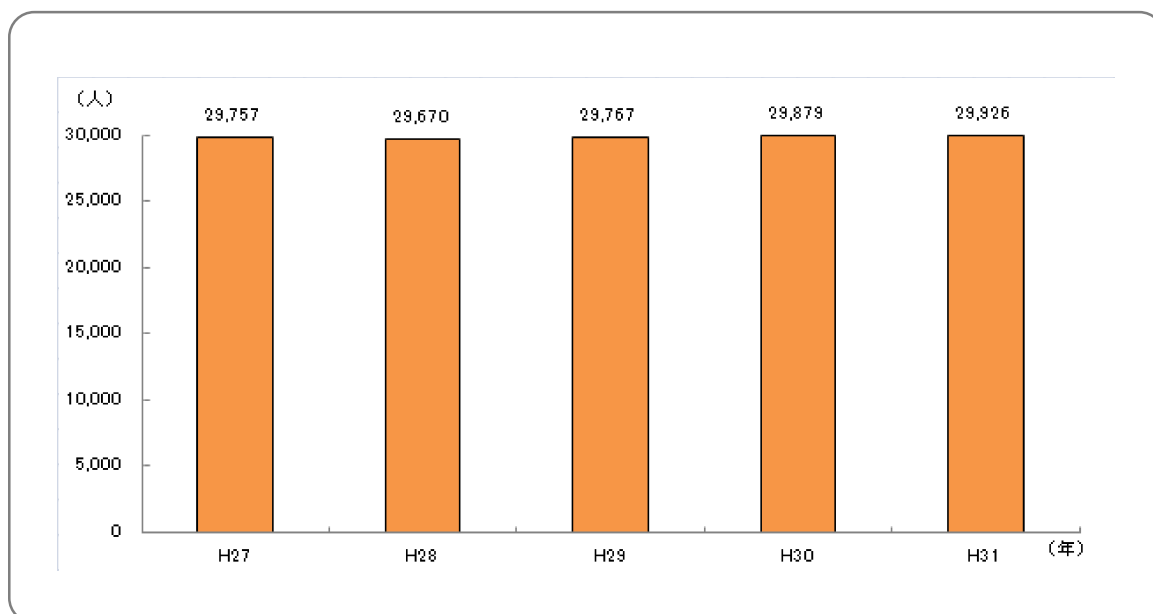


資料：教育委員会。各年5月1日現在

## (7) 本計画期間中の推計児童数

平成 22～26 年度の児童数をもとに、コーホート変化率法を用いて算出した本計画期間中の推計児童数をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

本計画期間中（平成 27～31 年度）の推計児童数

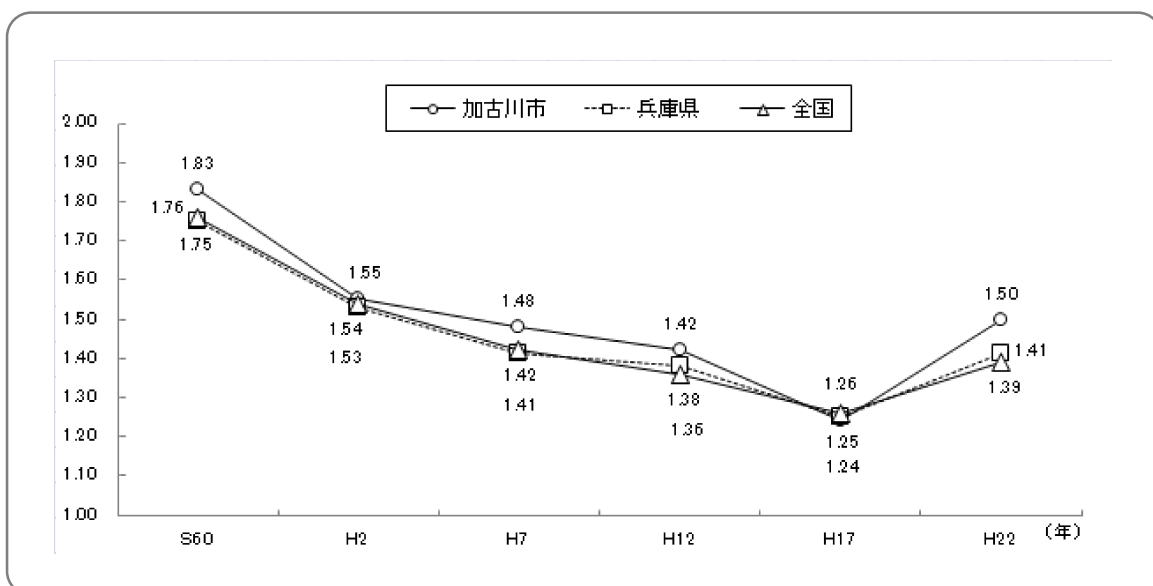


資料：こども課、各年度 4 月 1 日現在

## (8) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 60 年では 1.83 であったのが、その後は減少を続け、平成 17 年には過去最低の 1.24 まで落ち込むとともに、国や県の平均を下回る状況となりました。その後、平成 22 年には 1.50 まで回復しましたが、現在の人口を維持できる水準の 2.08 を大きく下回っている状況です。

合計特殊出生率の推移

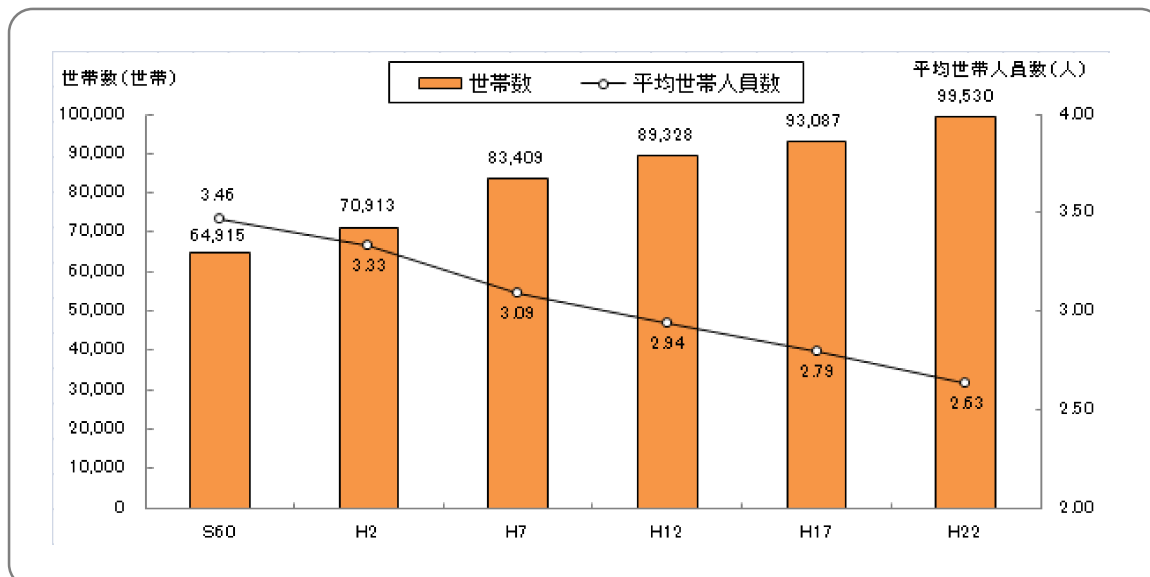


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

## (9) 世帯数及び平均世帯人員数の推移

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は年々増加していますが、世帯を構成する平均世帯人員数は減少しており、核家族化の進行がみられます。

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移

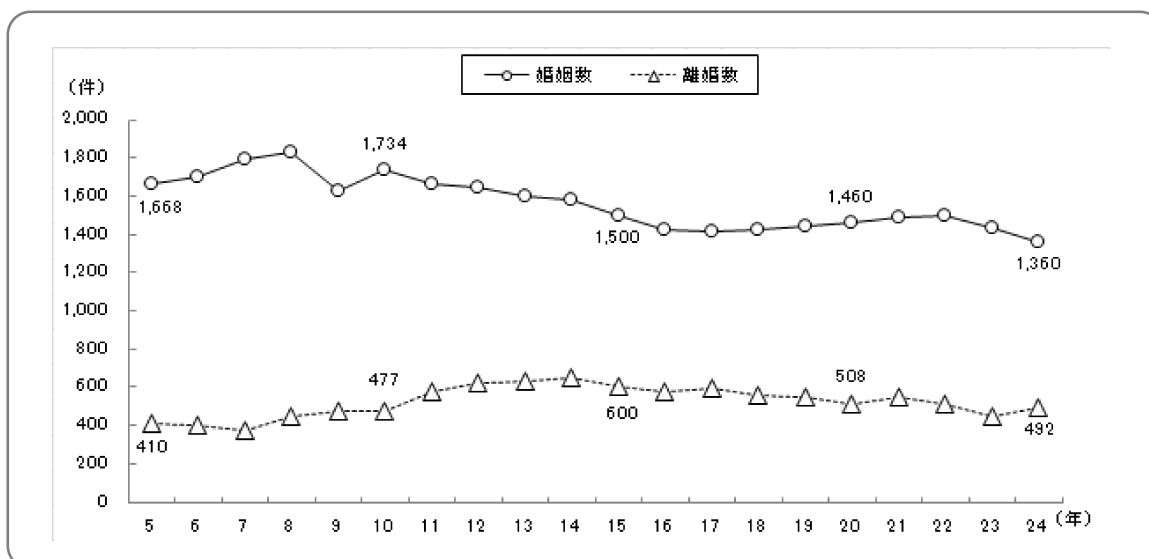


資料：国勢調査

## (10) 婚姻・離婚の動向

婚姻数については、平成8年度をピークに、その後は減少傾向が続いていますが、近年はほぼ横ばいとなっています。離婚数は、増加傾向にありましたが、近年は年間500件から600件と、ほぼ横ばいの状況となっています。

婚姻・離婚の動向



資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

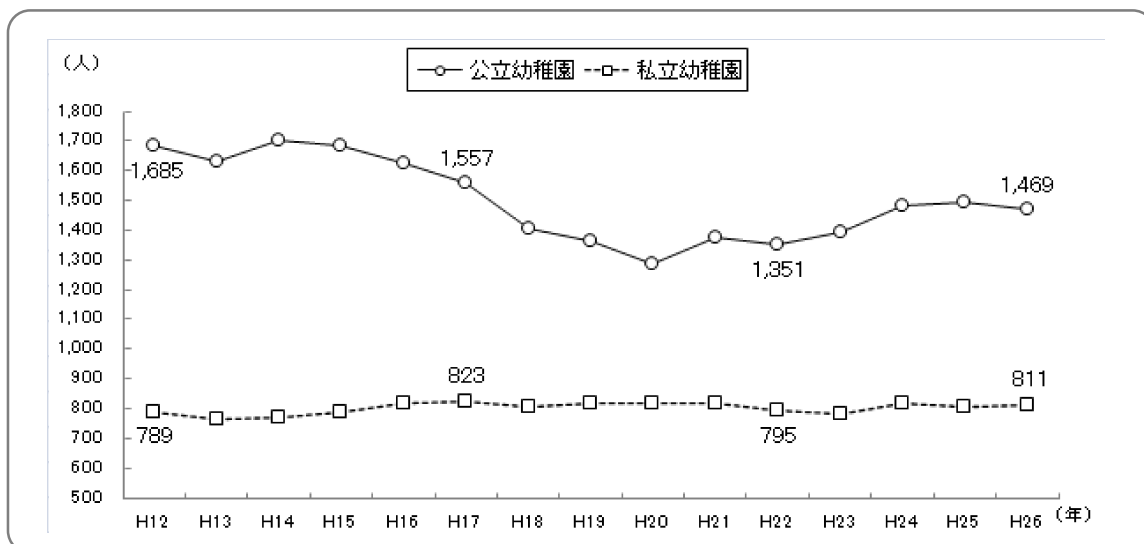


### 3. 本市の「教育・保育」の利用状況

#### (1) 市内幼稚園の利用状況

市内幼稚園の在園児童数の推移をみると、公立幼稚園の5歳児の園児数は減少傾向が続いていますが、4歳児の受入れ実施園の拡大により、全体としては微増傾向にあります。私立幼稚園の園児数は、横ばいの状況が続いています。

市内幼稚園の在園児童数の推移

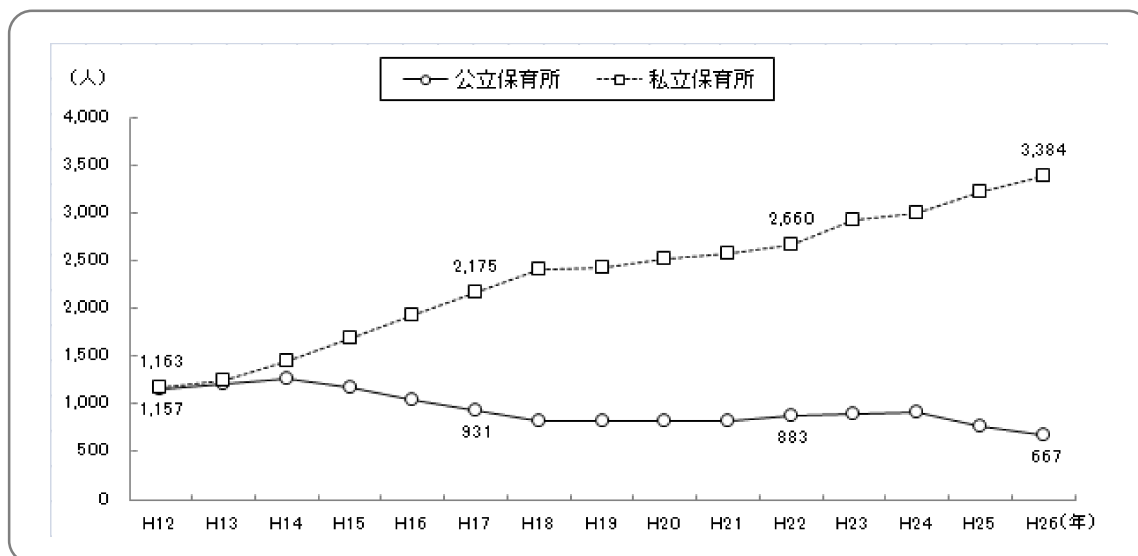


資料：教育委員会、各年5月1日現在

#### (2) 市内認可保育所の利用状況

市内の認可保育所の在園児童数の推移をみると、公立保育所の園児数は民間移管等により減少傾向にあります。私立保育所の園児数は、公立保育所の民間移管や施設整備による定員増により増加傾向にあります。

市内認可保育所の在園児童数の推移

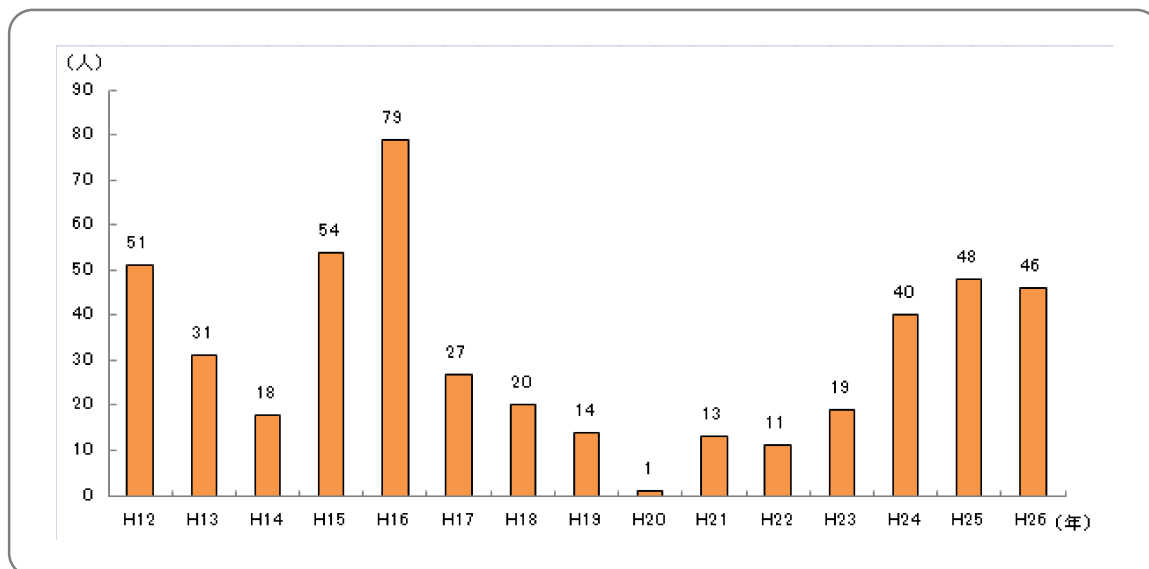


資料：保育課、各年4月1日現在

### (3) 市内認可保育所における待機児童数の状況

認可保育所の待機児童数の推移をみると、平成 16 年度の 79 人をピークに、その後は減少傾向にありましたが、平成 21 年度からは再び増加傾向にあります。

市内認可保育所における待機児童数の推移



資料：保育課、各年 4 月 1 日現在

## 4. 本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況等

### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況

平成 21～25 年度の延長保育事業の延べ利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあります。

延長保育事業の延べ利用者数の推移（人）

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
47,032	50,533	57,384	58,183	67,268

資料：保育課

### (2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の状況

加古川市児童クラブのクラブ数及び入所児童数の推移をみると、全小学校 28 校に 32 クラブを設置しており、入所児童数は増加傾向にあります。

加古川市児童クラブのクラブ数及び入所児童数の推移

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
児童クラブ数	32	32	32	32	32	32
入所児童数（人）	1,541	1,567	1,530	1,576	1,628	1,815

資料：教育委員会、各年 5 月 1 日現在

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の延べ利用日数の推移

ショートステイの実利用者数及び延べ利用日数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況が続いています。

ショートステイの実利用者数及び延べ利用日数の推移（日）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実利用者数（人）	22	33	31	32	30
延べ利用日数（日）	178	279	266	223	280

資料：こども課

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の対象者及び訪問状況をみると、訪問対象者はほぼ横ばいの状況ですが、平成 23 年度以降、訪問の実施率は 95%以上となっています。

訪問できなかった家庭に対しては、引き続き 4 か月児健診の受診確認等により状況把握しているところです。

乳児家庭全戸訪問事業の対象者及び訪問状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
出生数※ <sup>1</sup> (人)	1,798	2,442	2,568	2,480	2,368
訪問対象外※ <sup>2</sup> (人)	167	232	264	299	215
訪問対象者 (人)	1,631	2,210	2,304	2,181	2,153
訪問人数 (人)	1,473	1,996	2,194	2,098	2,063
実施率 (%)	83.0	90.3	95.2	96.2	95.8

※<sup>1</sup> 各年度の前年 11 月～当該年 10 月生まれの 1 年間の人数

(ただし、事業開始年度の 21 年度は、当該年の 2 月～10 月生まれの 9 か月間の人数)

※<sup>2</sup> 里帰りや入院中、健康福祉事務所の未熟児訪問の実施等により対象外

資料：育児支援課

#### (5) 養育支援訪問事業の実施状況

養育支援訪問事業の実施状況をみると、訪問の対象家庭数やヘルパー派遣の対象となった家庭数は、各年度でばらつきがあります。

養育支援訪問事業の実施状況

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問対象家庭数 (件)	保健師等訪問	34	13	14	27	27
	ヘルパー派遣	2	4	2	1	2
訪問延べ回数 (回)	保健師等訪問	258	181	168	254	187
	ヘルパー派遣	13	21	18	4	15

資料：こども課

## (6) 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）の利用者数の推移

本市では、地域子育て支援拠点事業として、加古川市子育てプラザを2カ所設置しています。子育てプラザの利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあります。

加古川市子育てプラザの延べ利用者数の推移（人）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
加古川駅南	68,802	63,309	61,692	69,977	69,607	75,498	74,955
東加古川	51,968	50,299	63,544	72,548	71,906	72,139	74,895
合計	120,770	113,608	125,236	142,525	141,513	147,637	149,850

資料：こども課

## (7) 一時預かり事業（保育所）の利用状況

認可保育所における一時預かり事業の延べ利用人数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

認可保育所における一時預かり事業の延べ利用人数の推移（人）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4,761	5,963	6,190	7,312	8,134

資料：保育課

## (8) 病後児保育事業の利用状況

認可保育所における病後児保育事業の延べ利用人数の推移をみると、平成22年度以降はほぼ横ばいの状況が続いています。

認可保育所における病後児保育事業の延べ利用人数の推移（人）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
84	261	277	233	252

資料：保育課

### (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の会員数及び利用件数の推移

加古川市ファミリー・サポート・センターの会員数の推移をみると、提供会員（援助を行う人）、依頼会員（援助を受けたい人）、両方会員（提供・依頼会員）のすべての会員が増加傾向にあります。

加古川市ファミリー・サポート・センターの会員数の推移（人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
依頼会員	1,719	1,812	1,902	1,931	1,895
提供会員	377	394	413	447	469
両方会員	147	168	184	189	178
合計	2,243	2,374	2,499	2,567	2,542

資料：こども課

また、利用件数の推移をみると、平成21年度の8,600件をピークに、平成22年度から平成23年度は減少傾向にありましたが、平成24年度からは再び増加傾向にあります。

加古川市ファミリー・サポート・センターの延べ利用件数の推移（件）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
8,600	6,888	4,692	5,325	5,949

資料：こども課

### (10) 妊婦健康診査費助成事業の実施状況

妊婦健康診査費助成券の新規交付人数及び利用状況をみると、平成22年度をピークに減少傾向にあります。

妊婦健康診査費助成券の新規交付人数及び利用状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新規交付人数（人）	2,749	2,799	2,685	2,577	2,477
利用実人数*（人）	3,878	3,975	3,962	3,783	3,650
延べ利用回数（回）	30,243	30,278	30,846	28,822	28,180

※当該年度に助成券を利用した実人数（妊娠期間の関係で2か年度にわたり助成券を利用した場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上）

資料：育児支援課

## 5. アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況

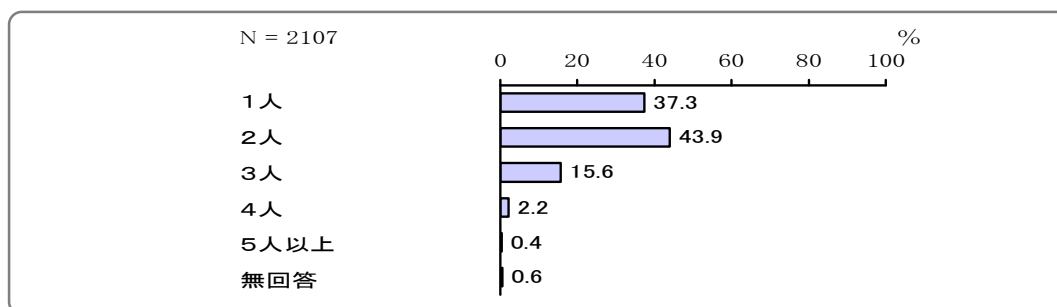
### (1) アンケート調査実施の概要

項目	概要
1. 調査目的	加古川市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、市内の子どもや子育て家庭における教育・保育・子育て支援の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握し、地域の実情やニーズに応じた今後の子育て支援施策を検討することを目的として実施。
2. 調査対象	加古川市在住の小学校就学前の子どもを養育する保護者から無作為抽出した 4,000 人
3. 調査期間	平成 25 年 12 月 2 日（月）から平成 25 年 12 月 24 日（火）
4. 調査方法	質問紙法（無記名自記式）、郵送による配布・回収
5. 回収結果	配布数 4,000 件、有効回答数 2,107 件、有効回答率 52.7%
6. 調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) お子さんご家族の状況について</li> <li>(2) 子どもの育ちをめぐる環境について</li> <li>(3) 保護者の就労状況について</li> <li>(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について</li> <li>(5) 土曜・休日や長期休業中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について</li> <li>(6) 病気やけがの際の対応について</li> <li>(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について</li> <li>(8) 地域の子育て支援事業の利用状況について</li> <li>(9) 小学校就学後の放課後の過ごし方について (お子さんが 5 歳以上の方対象)</li> <li>(10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について</li> <li>(11) 自由意見</li> </ul>

## (2) お子さんの人数

お子さんの人数をみると、「2人」の割合が43.9%と最も高く、次いで「1人」の割合が37.3%となっています。

お子さんの人数

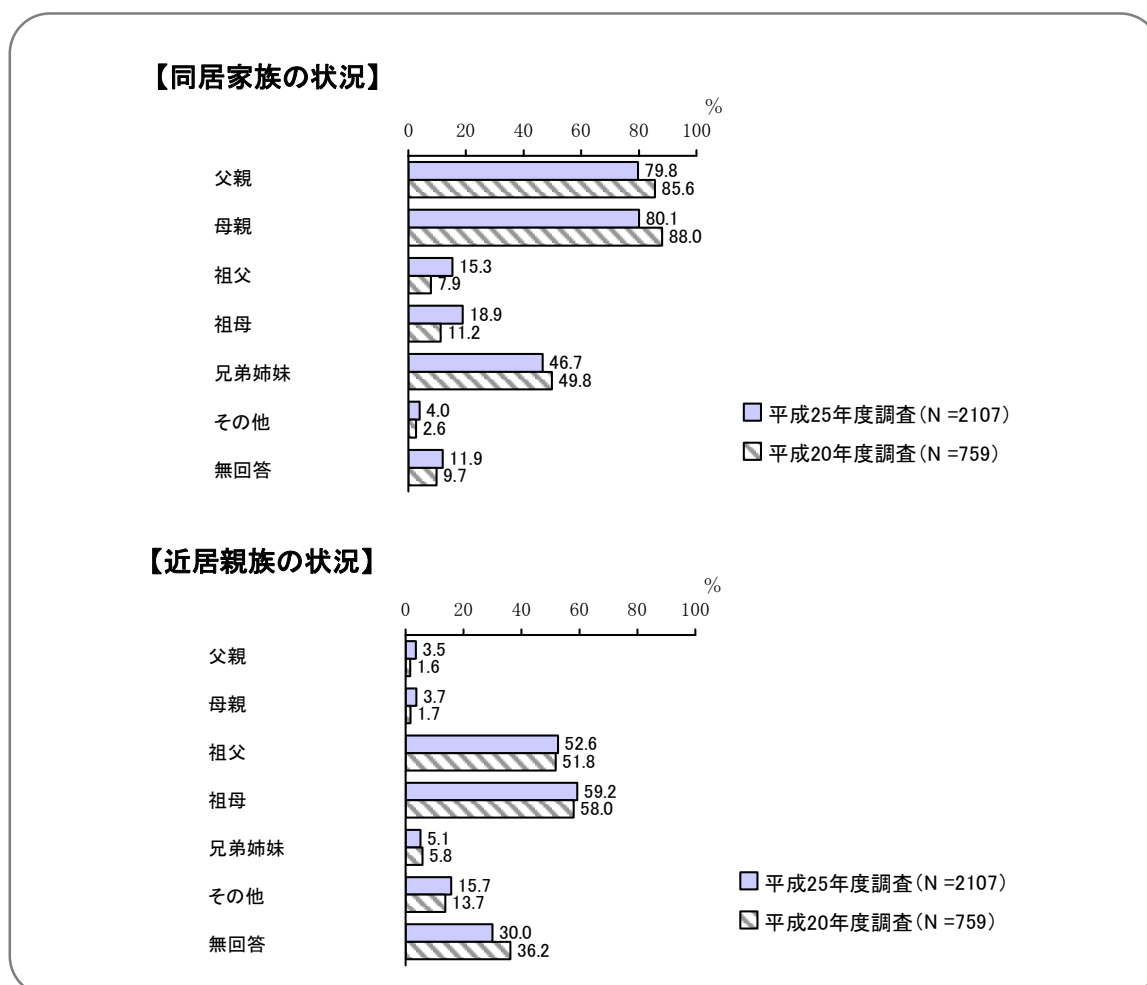


## (3) 同居されている家族や近くにお住まいの親族等の状況

子どもと同居している家族の状況をみると、父親・母親の割合が高く、次いで兄弟姉妹が高くなっています。平成20年度調査と比べ、平成25年度調査では、祖父・祖母との同居の割合が増加しています。

また、子どものいる家庭から近くにお住まいの親族等の状況をみると、祖父・祖母の割合が高くなっています。

同居家族・近居親族の状況

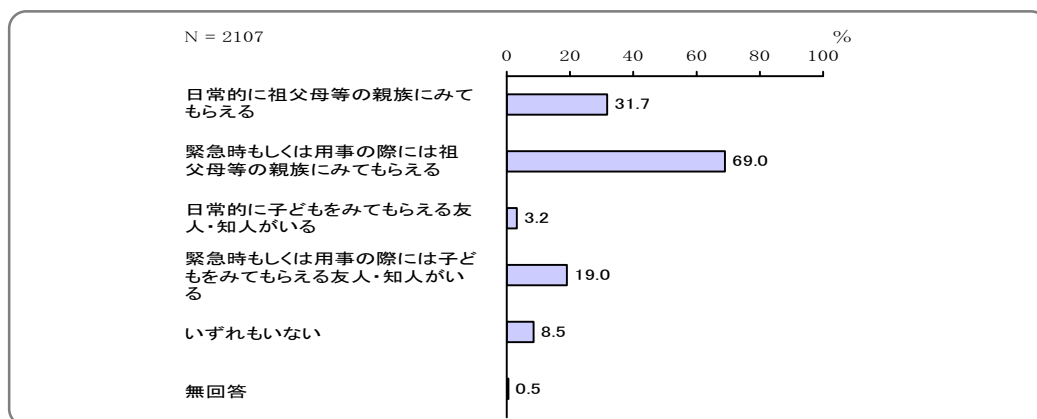




#### (4) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が69.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が19.0%となっています。

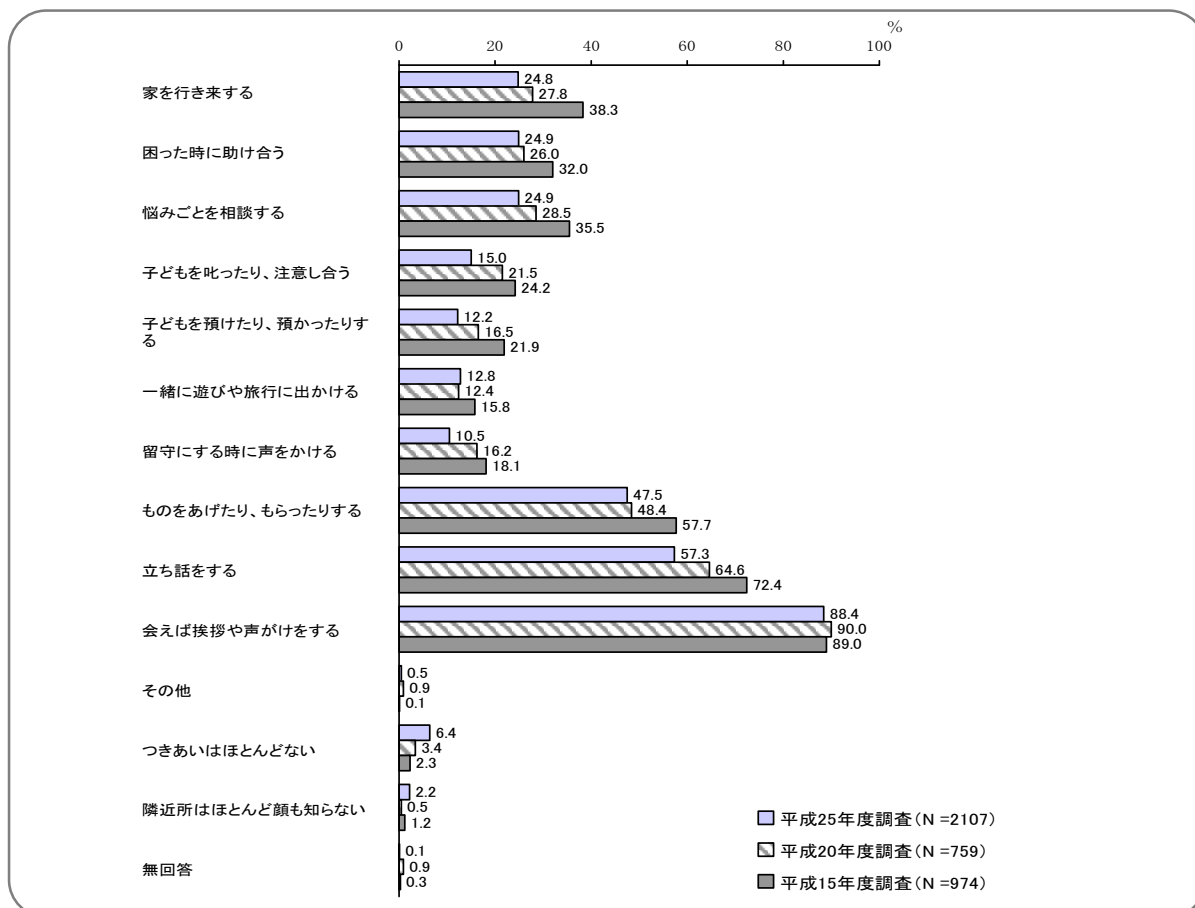
子どもをみてもらえる親族・知人の有無



#### (5) 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度について、平成15年度、20年度、25年度調査を比較すると、近所づきあいの程度が減少しているのに対して、「つきあいはほとんどない」や「隣近所はほとんど顔も知らない」など、近所づきあいのない割合が増加しています。

近所づきあいの程度



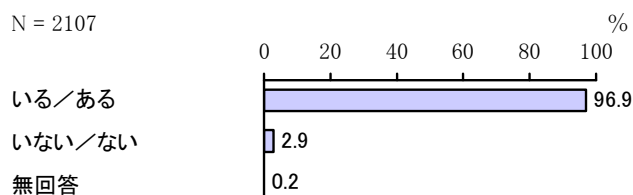
## (6) 子育て・教育に関する相談相手・場所の有無

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手・場所の有無をみると、「気軽に相談できる人がいる（場所がある）」の割合が96.9%となっています。

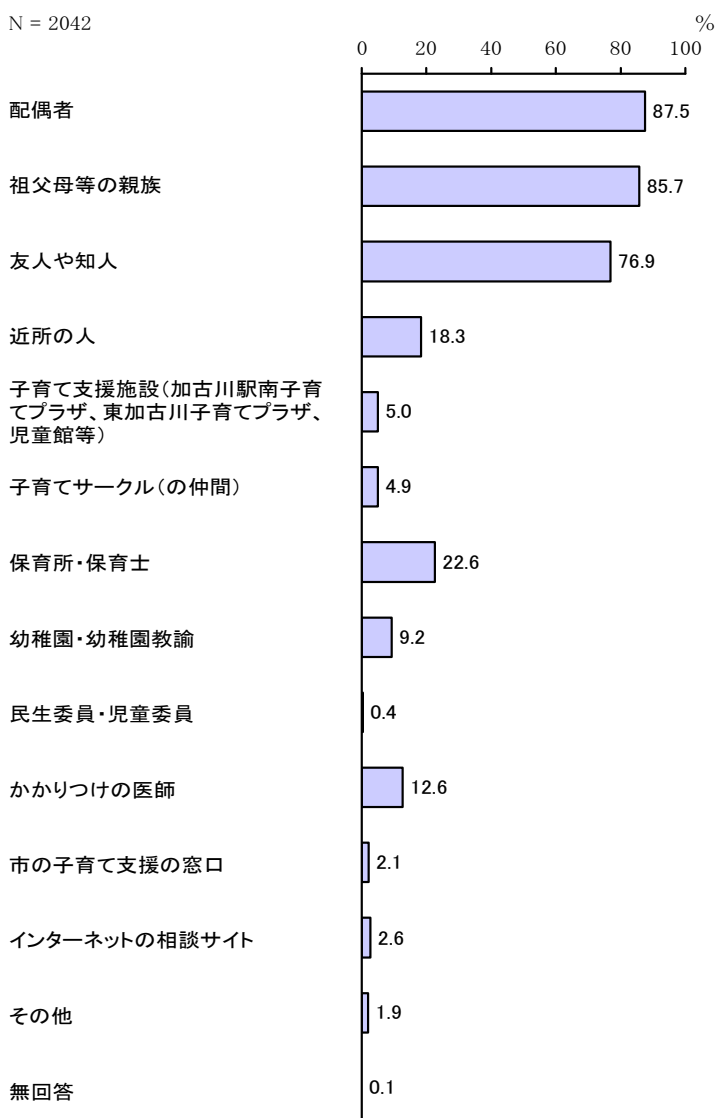
また、その相談先では、「配偶者」の割合が87.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が85.7%、「友人や知人」の割合が76.9%となっています。

### 子育てに関する相談相手・場所の有無及び相談先

#### 【子育てに関する相談相手・場所の有無】



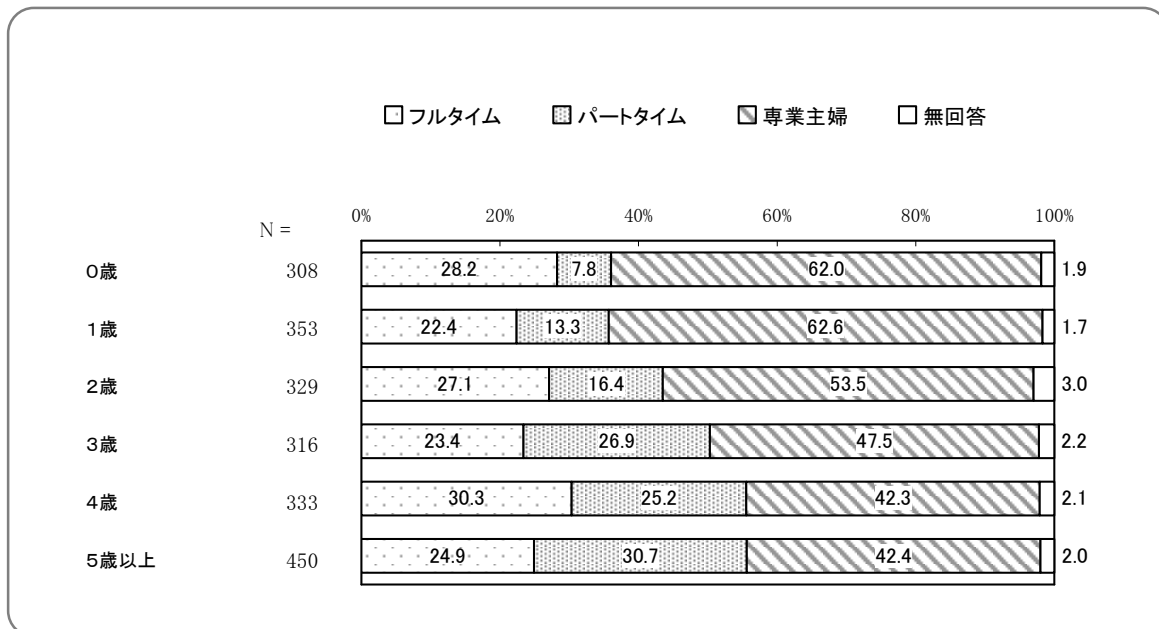
#### 【相談先】



### (7) 母親の就労状況

子どもの年齢別の母親の就労状況を見ると、子どもの年齢が高くなるにつれて、パートタイムの割合が増加し、専業主婦の割合が減少する傾向がみられます。

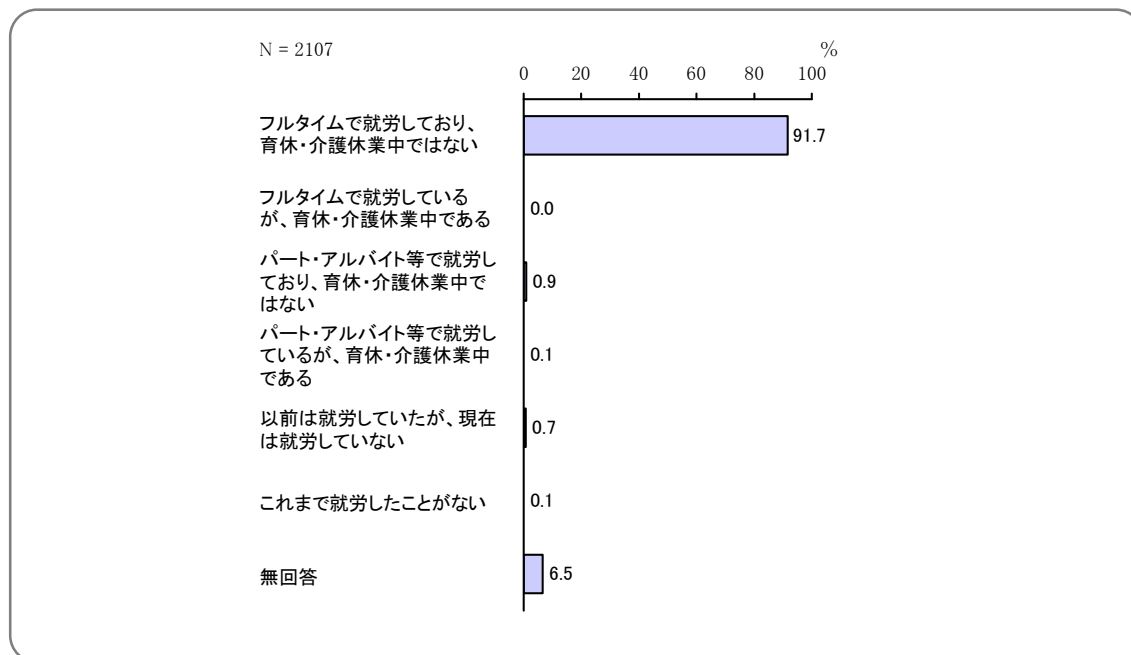
母親の就労状況



### (8) 父親の就労状況

父親の就労状況を見ると、フルタイムが91.7%と最も高くなっています。

父親の就労状況



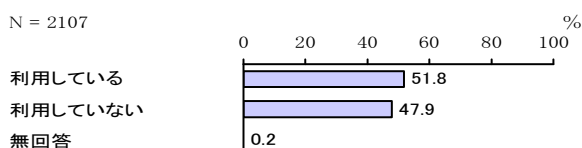
## (9) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育の利用の有無をみると、「利用している」の割合が51.8%、「利用していない」の割合が47.9%となっており、約半数の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。子どもの年齢別でみると、0歳から2歳までは6割以上の方が利用していない状況です。

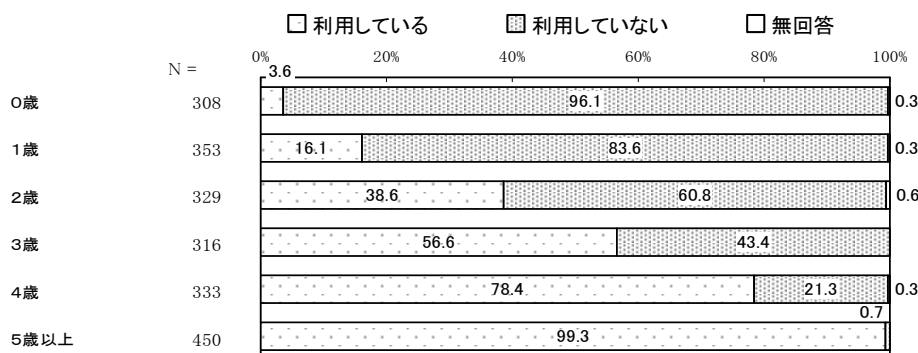
また、利用している事業をみると、「認可保育所」の割合が42.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が25.0%、「その他の認可外の保育施設」の割合が14.1%となっています。

### 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無及び利用している事業

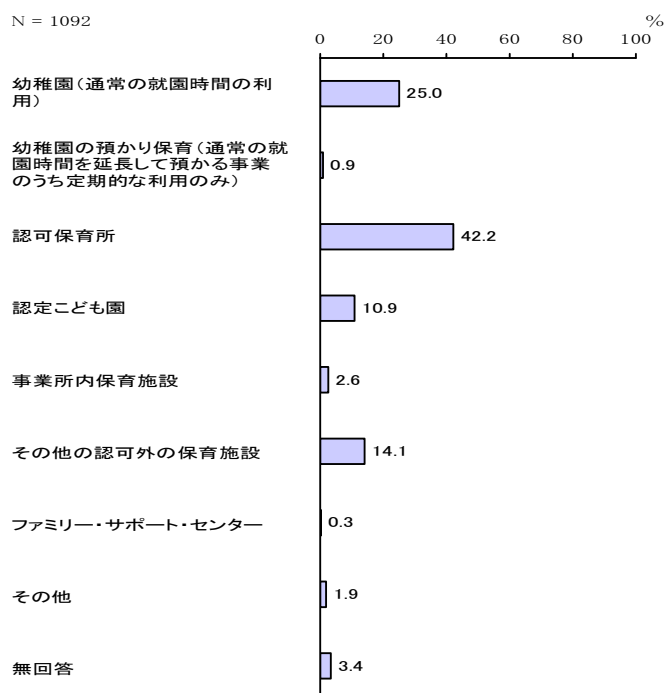
#### 【定期的な教育・保育事業の利用の有無】



#### 【定期的な教育・保育事業の利用の有無（子どもの年齢別）】



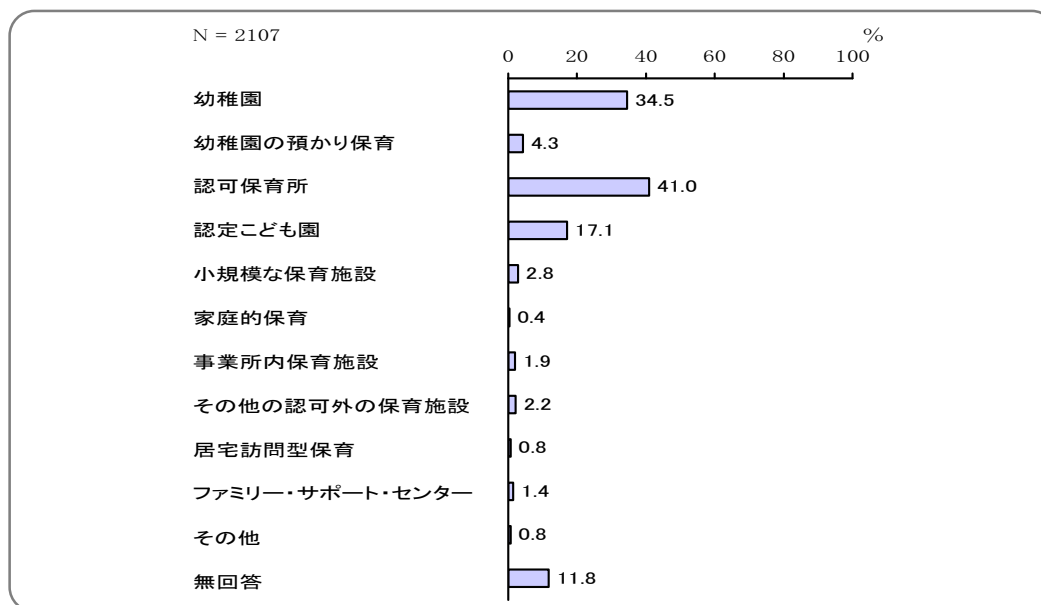
#### 【利用している事業】



## (10) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

現在利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」の割合が41.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.5%、「認定こども園」の割合が17.1%となっています。

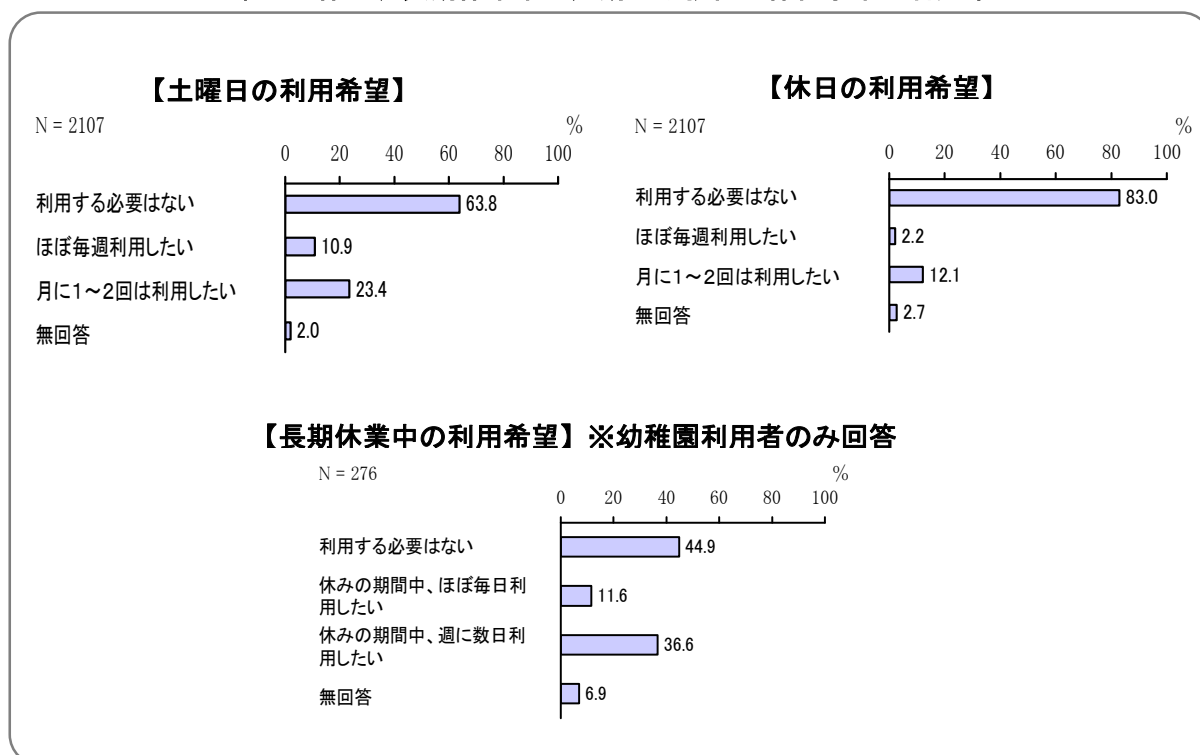
今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業



## (11) 土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日や休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日が34.3%、休日が14.3%、長期休業中が48.2%の割合となっています。

土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望



## (12) 病気やけがの際の対応と病児・病後児のための保育事業の利用希望

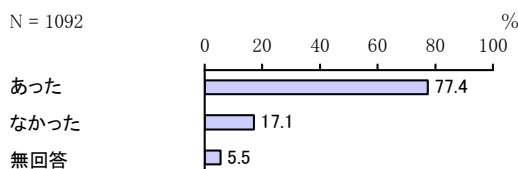
平日に定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、この1年間で子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等に通えなかった経験の有無や、その際の対応状況をみると、通えなかった経験が「あった」と答えた割合が77.4%となっています。

その際の対応として、「母親が休んだ」の割合が61.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が38.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が26.7%となっています。

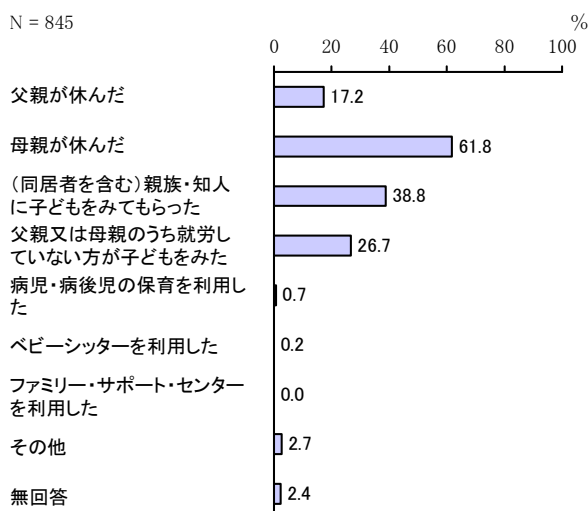
また、対応として父親または母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育事業を利用したいと思った」と回答した割合は36.0%となっています。

### 土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

#### 【病気やけがで幼稚園や保育所等に通えなかった経験の有無】

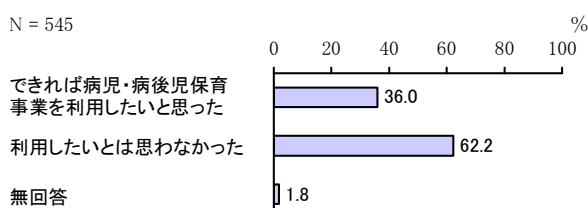


#### 【通えなかった際の対応方法】



#### 【病児・病後児のための保育事業の利用希望】

※父親または母親が休んだ経験のある人のみ回答

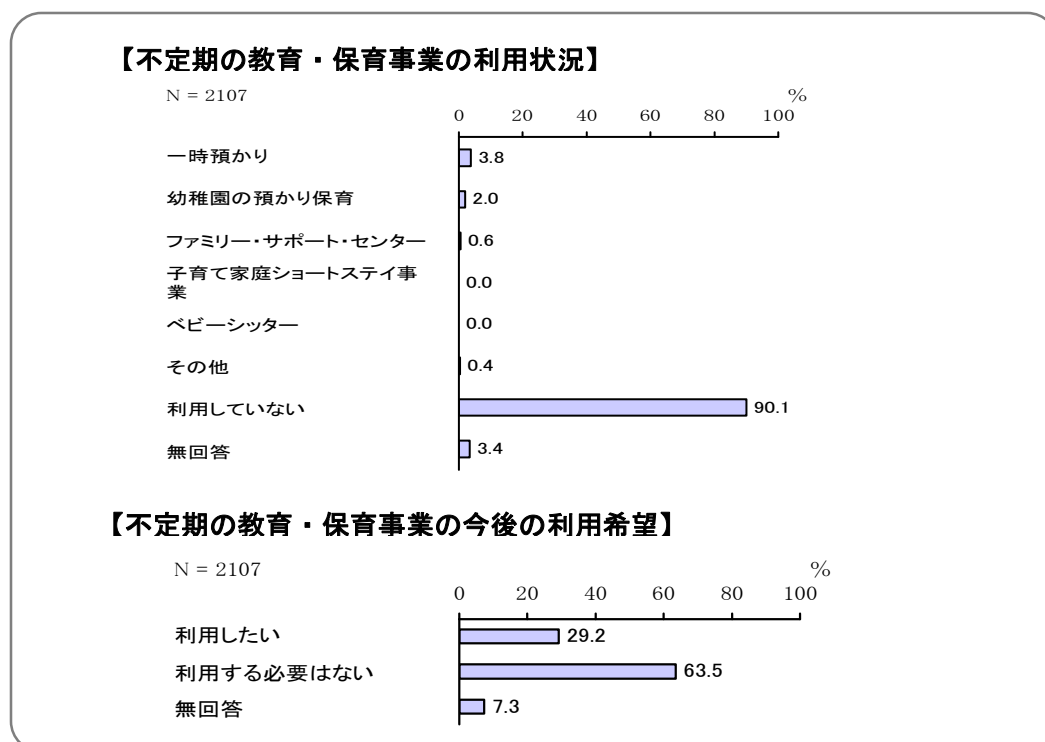


### (13) 不定期の教育・保育事業の利用状況及び利用希望

不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）による不定期の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用していない」の割合が90.1%と最も高くなっています。

また、今後の利用希望をみると、「利用する必要はない」の割合が63.5%と最も高く、「利用したい」の割合は29.2%となっています。

#### 不定期の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望



### (14) 地域子育て支援拠点事業の利用状況及び今後の利用希望

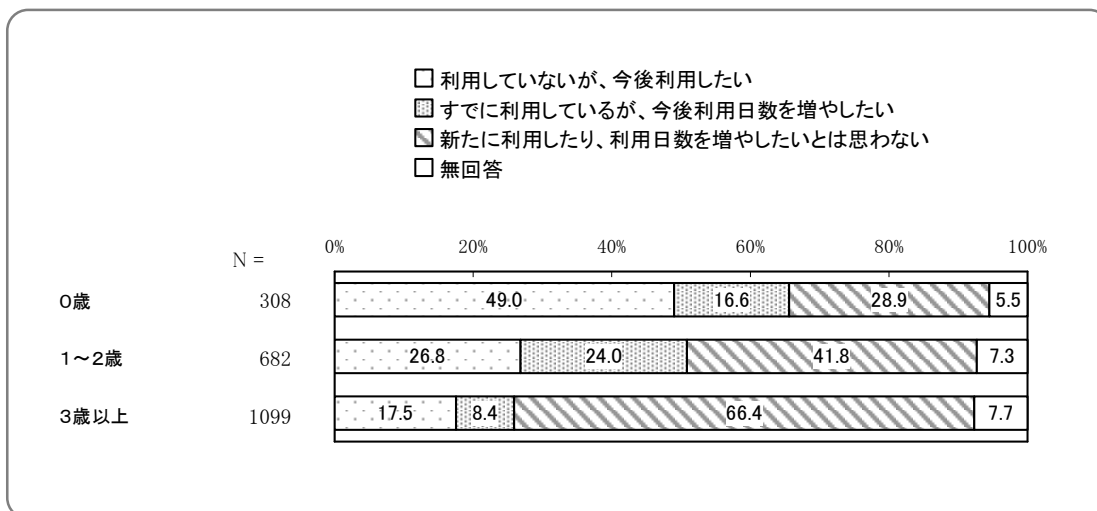
地域子育て支援拠点事業（加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ）等の利用状況を子どもの年齢別でみると、1～2歳で子育てプラザの利用割合が高くなっています。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（年齢別）

利用している事業 年齢	有効回答数 (件)	加古川駅南子育て プラザ、東加古川子 育てプラザ	志方児童館	市で実施している 類似の事業	利用していない	無回答
0歳	308	21.1	3.2	9.1	70.8	1.9
1～2歳	682	44.1	3.7	6.3	49.6	2.2
3歳以上	1099	17.2	3.1	2.3	78.5	1.0

また、今後の利用希望を子どもの年齢別で見ると、年齢が低くなるにつれて「利用していないが、今後利用したい」の割合が高くなっています。

### 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（年齢別）

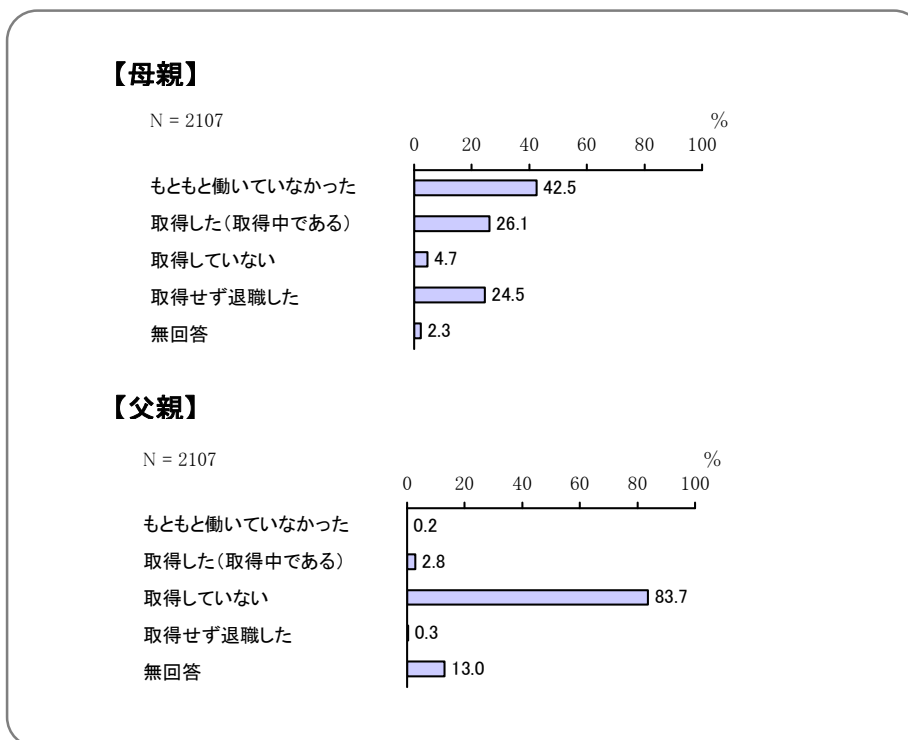


### (15) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況を見ると、母親では「もともと働いていなかった」の割合が42.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が26.1%、「取得せず退職した」の割合が24.5%となっています。

一方、父親では、「取得していない」の割合が83.7%と最も高くなっています。

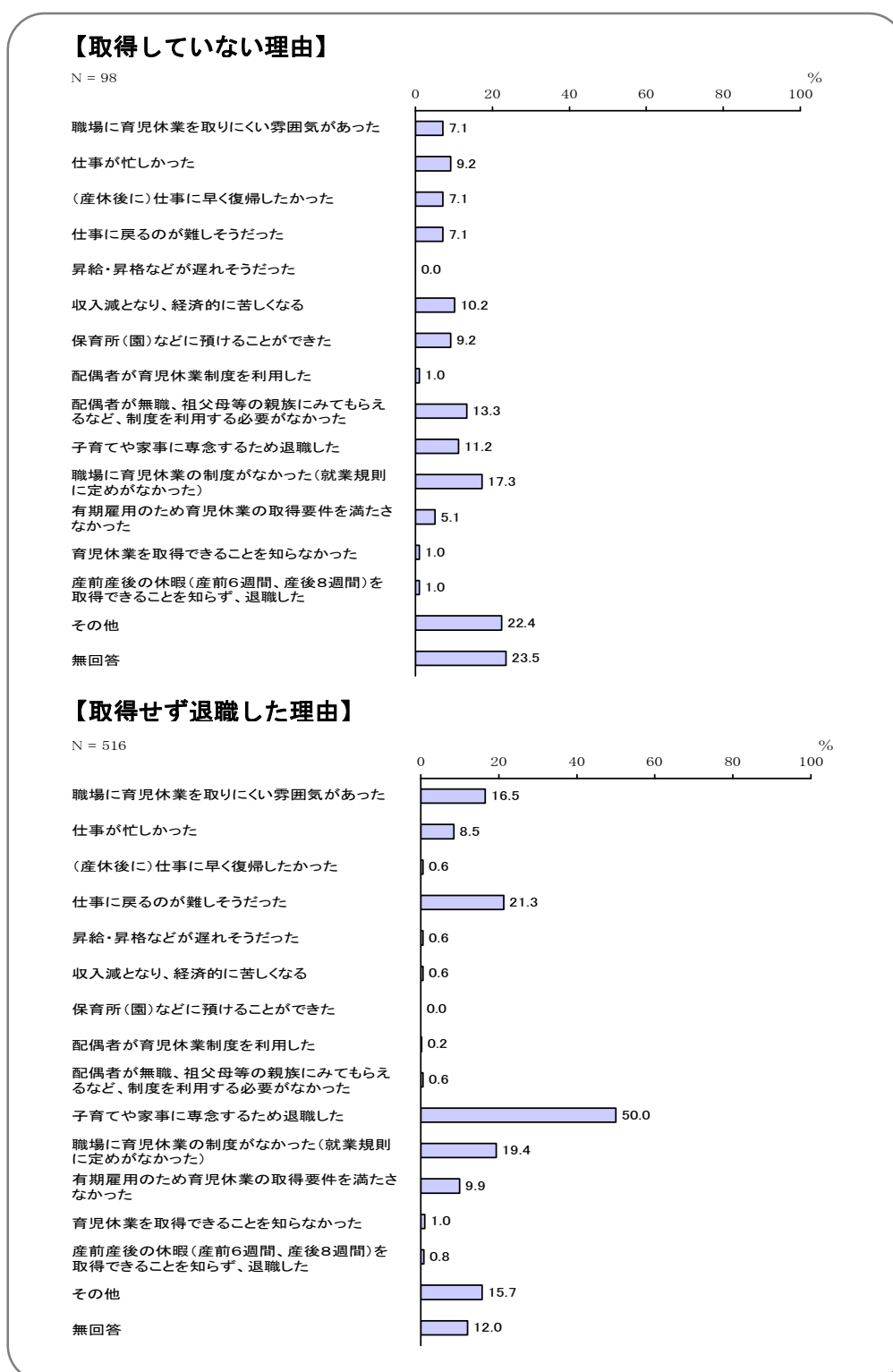
### 育児休業の取得状況





また、母親について、育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が13.3%となっているのに対し、育児休業を取得せずに退職した理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が50.0%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が21.3%となっています。

### 育児休業を取得していない理由（母親）



## 6. 少子化対策のこれまでの取り組み

### (1) 国の取り組み

#### ①エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始められ、平成6年には、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定されました。

また、平成11年には、「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されました。

#### ②次世代育成支援対策推進法

平成15年には、家族や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を作成し実施することが定められました。

#### ③少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン

同じく平成15年、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として、「少子化社会対策基本法」が制定され、同法に基づき、内閣府には、内閣総理大臣を会長とした、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置されました。

また、平成16年には、同法に基づき「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととするとともに、その施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が決定されました。

#### ④新しい少子化対策について

平成17年、我が国は人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26といずれも過去最低を記録し、総人口が減少に転じました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、家族や地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、すべての子育て家庭を支援するという観点から、妊娠・出産から高校・大学期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げて取り組むこととなりました。

#### ⑤「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 18 年に示された日本の将来推計人口において示された少子高齢化の厳しい見通し等を踏まえ、平成 19 年、少子化社会対策会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組むこととされました。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」に取り組むこととなりました。

#### ⑥子ども・子育てビジョン

平成 21 年、内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」が設置され、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集を行い、少子化社会対策会議を経て、「少子化社会対策基本法第 7 条に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）」が閣議決定され、子ども・子育て支援施策を行っていく際の 3 つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」が示されました。この 3 つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策 4 本柱」と「12 の主要施策」に従い、具体的な取り組みを進めることとなりました。

#### ⑦子ども・子育て関連三法

平成 24 年、自公民の 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）が成立し、法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度からスタートすることとされました。

また、市町村には、新制度における事業の実施主体となり、アンケート調査の実施による現在の利用状況及び今後の利用希望の把握や、地方版子ども・子育て会議での意見聴取を行いながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情にあった子ども・子育て支援を計画的に実施することが義務付けられました。

#### ⑧待機児童解消加速化プラン

主に都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消のための取り組みを加速させるため、平成 25 年、「待機児童解消加速化プラン」が策定され、平成 27 年度

から開始する子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対して、その取り組みを全面的に支援することとされました。

待機児童解消加速化プランでは、平成 25 年から平成 26 年を「緊急集中取組期間」として、2 年間で約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定の平成 27 年度から平成 29 年度までを「取組加速期間」として、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿の確保を行うことで、待機児童の解消を目指すこととされています。

## (2) 兵庫県の取り組み

### ①ひょうご子ども未来プラン

兵庫県では、平成 18 年に、「一人一人が生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」を目指して、少子対策の行動計画となる「ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。

ひょうご子ども未来プランでは、「未来の親づくりへの支援」、「子どもを生み育てることへの支援」、「子どものすこやかな育ちへの支援」、「社会システムの再構築」を 4 本柱として、総合的な少子対策に取り組むこととされました。

### ②新ひょうご子ども未来プラン

平成 22 年には、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境の様々な課題に直面している中で、地域団体・NPO・企業・職域団体・大学・市町村等と連携し、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組むことを目的として、「新ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。

新ひょうご子ども未来プランでは、①子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備する、②家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進める、③家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐことを 3 つ理念目標に据え、県内の平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間の出生数を 24 万人とするという目標の下で、様々な取り組みが進められています。

## (3) 本市の取り組み

### ①エンゼルプランかこがわと次世代育成支援行動計画

本市では、平成 11 年に国が「少子化対策推進基本方針」を決定し、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定したのを受け、平成 12 年に「加古川市児童育成計画（エンゼルプランかこがわ前期 5 カ年計画）」を策定し、平成 17 年の「エンゼルプランかこがわ」の中間見直しの年度にあたっては、それまでの施策の取り組み状況を総合的に点検するとともに、平成 15 年に成立した「次世代育成支援対策推

進法」の理念も踏まえ新たな視点を盛り込んだ「加古川市次世代育成支援行動計画（エンゼルプランかこがわ後期5カ年計画）」を策定し、家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政の協力の下、子育て支援施策及び少子化対策の具体化を図り、総合的・計画的な「子育てをみんなでささえあうまちづくり」に取り組んできました。

また、平成22年には、子ども・子育てに関わる市民の実態や意向、社会情勢等の変化を踏まえ、事業の効果的な推進を念頭に、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、未来を担うかけがえのない子どもたちを、家庭だけでなく地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で見守りはぐくんでいく取り組みを推進してきました。

## ②加古川市子ども・子育て支援事業計画

これまで、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、様々な分野において、子ども及び子育て家庭に対する支援施策・事業を推進してきましたが、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年に「子ども・子育て関連三法」が成立したことを受け、本市においても、これらの法律に基づく子ども・子育て支援給付や、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進することを目的として、このたび「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 7. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る保育料

新制度では、子どもの保護者が特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用の際に支払う保育料は、国が定める上限額の範囲内で、子どもの保護者が居住する市町村が定めることとなります。このため、本市に居住する子どもの保護者が、他市町村の幼稚園や認可保育所などを利用する場合も、本市が定める保育料が適用されます。

### (1) 保育所等（2号認定、3号認定）に係る保育料（案）

本市では、新制度において、保育所や地域型保育事業などの保育を受けるにあたり適用される保育料（案）を、下表のとおり設定しました。

なお、当該保育料は、平成27年3月頃に正式決定する予定です。

#### 保育所等（2号認定、3号認定）の現行の保育料と新制度での保育料（案）

標準時間(11時間)

(単位：円)

新制度での階層区分		【国】新制度基準額		【市】現行の保育料			【市】新制度での保育料(案)		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000	8,000	5,000	5,000	8,000	5,000	5,000
3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	19,500	16,500	14,000	13,000	12,000	14,000	13,000	12,000
4	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	16,500	17,000	16,000	15,000	17,000	15,000	14,000
5	48,600円以上 64,700円未満	30,000	27,000	23,000	20,000	19,000	23,000	20,000	19,000
6	64,700円以上 80,800円未満			25,000	22,000	21,000	25,000	22,000	21,000
7	80,800円以上 97,000円未満			28,000	25,000	23,000	27,000	24,000	23,000
8	97,000円以上121,000円未満			32,000	28,000	26,000	32,000	28,000	26,000
9	121,000円以上145,000円未満	44,500	41,500	37,000	32,000	27,000	36,000	32,000	27,000
10	145,000円以上169,000円未満			44,000	33,000	28,000	40,000	33,000	28,000
11	169,000円以上301,000円未満			61,000	58,000	54,000	34,000	29,000	54,000
12	301,000円以上397,000円未満	80,000	77,000	64,000	35,000	30,000	64,000	35,000	30,000
13	397,000円以上	104,000	101,000	64,000	35,000	30,000	74,000	36,000	31,000

※ただし、給付単価を限度とする。

短時間(8時間)

新制度での階層区分		【国】新制度基準額		【市】現行の保育料			【市】新制度での保育料(案)		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0				0	0	0
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000				7,000	4,000	4,000
3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	19,300	16,300				13,000	12,000	11,000
4	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,300	16,300				16,000	14,000	13,000
5	48,600円以上 64,700円未満	29,600	26,600				22,000	19,000	18,000
6	64,700円以上 80,800円未満			24,000	21,000	20,000	24,000	21,000	20,000
7	80,800円以上 97,000円未満			26,000	23,000	22,000	26,000	23,000	22,000
8	97,000円以上121,000円未満			31,000	27,000	25,000	31,000	27,000	25,000
9	121,000円以上145,000円未満	43,900	40,900				35,000	31,000	26,000
10	145,000円以上169,000円未満			39,000	32,000	27,000	39,000	32,000	27,000
11	169,000円以上301,000円未満			60,100	57,100				53,000
12	301,000円以上397,000円未満	78,800	75,800				62,000	34,000	29,000
13	397,000円以上	102,400	99,400				72,000	35,000	30,000

※ただし、給付単価を限度とする。

## (2) 幼稚園等（1号認定）に係る保育料（案）

本市では、新制度において、幼稚園や認定こども園での教育を受けるにあたり適用される保育料（案）を、下表のとおり設定しました。

ただし、新制度に基づく確認を受けず、現行制度のまま運営される私立幼稚園については、下表の適用対象外となり、各園が独自に設定する保育料が適用されます。

なお、当該保育料は、平成27年3月頃に正式決定する予定です。

### 幼稚園等（1号認定）の現行の保育料と新制度での保育料（案）

公立施設（市立幼稚園）

（単位：円）

新制度での階層区分			【国】 新制度基準額 (私立幼稚園等)	【市】 現行の保育料	【市】新制度での保育料（案）				
					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	2	市民税非課税世帯	9,100	3,750	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)			3,750	4,000	4,000	4,000	4,000
③	4	市民税所得割課税額 38,600円以下	16,100	7,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	5	38,601円以上 77,100円以下			7,500	8,100	8,700	9,300	10,000
④	6	77,101円以上 121,800円以下	20,500	7,500	7,500	8,600	9,700	10,800	12,000
	7	121,801円以上 166,500円以下			7,500	8,800	10,100	11,400	13,000
	8	166,501円以上 211,200円以下			7,500	9,100	10,700	12,300	14,000
⑤	9	211,201円以上	25,700		7,500	9,300	11,100	12,900	15,000

※ただし、給付単価を限度とする。

私立施設等（私立の幼稚園・認定こども園、他市町村の公立施設）※確認を受けない私立幼稚園を除く

新制度での階層区分			【国】 新制度基準額 (私立幼稚園等)	【市】 現行の保育料	【市】新制度での保育料（案）
①	1	生活保護世帯	0		0
②	2	市民税非課税世帯	9,100		2,000
	3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)			4,000
③	4	市民税所得割課税額 38,600円以下	16,100	規定なし ※各園独自に 設定	7,000
	5	38,601円以上 77,100円以下			10,000
④	6	77,101円以上 121,800円以下	20,500		12,000
	7	121,801円以上 166,500円以下			13,000
	8	166,501円以上 211,200円以下			14,000
⑤	9	211,201円以上	25,700		15,000

※ただし、給付単価を限度とする。

## (3) 幼稚園等（1号認定）に係る保育料の今後の方向性

新制度において、幼稚園や認定こども園での教育を受けるにあたり適用される保育料は、公立・私立を問わず全ての施設に求められる同水準の教育の提供への対価であると考えられることから、本市では、公立・私立施設ともに同額で設定することを原則としています。

ただし、現行の負担水準を勘案し、新制度の開始当初においては、市立幼稚園の利用にかかる保育料の急激な上昇を緩和する経過措置を設け、平成31年度まで段階的に引き上げることにより、私立施設等の利用にかかる保育料と同額に合わせていくことを予定しています。

また、平成32年度以降については、本市の財政状況や社会情勢等も踏まえ、国の基準により本市が設定できる上限額（20,000円程度）まで、保育料の最高額を引き上げることを検討することとしています。

## 幼稚園等（1号認定）に係る保育料の今後の方向性

（各年度の保育料最高額の推移）

